

平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会（第5回）

平成21年1月26日

【米澤特別基金事業推進室長】 本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日、亀井座長が御欠席ですので、検討会の開催要領に基づきまして、本日の議事進行は杉浦座長代理にお願いします。

【杉浦座長代理】 それでは、まず、渡辺構成員から、今までの御自身の取組、その他について、御報告をお願いします。

【渡辺構成員】 引揚者団体全国連合会の常任理事をしています渡辺行久です。

私は、平和基金の運営委員をもう15年以上努めております。その間に引揚者団体としても、いろいろ意見を申し上げてきました。そういうことから、運営委員会で話したこと、それから、引揚者団体として意見を申し上げてきたことをお話させていただきたいと思います。

この検討会の第2回、3回のときに亀井座長、加藤構成員、田久保構成員、戸高構成員等々のお話を伺いまして、この事業の推進について非常に御理解のあるお話をされたことについて敬意を申し上げたいと思います。

まず、古い話になりますが、この平和祈念事業特別基金の問題について、自民党から政府に対し要請がなされました。これが今回の検討会発足の第1のきっかけであったと思います。

それから、平和基金の運営委員会において、委員長の御承認を得まして、当時の小泉純一郎総理大臣あてに私の意見として上申書を提出しました。その第1は、シベリア抑留者、恩給欠格者、引揚者から収集した労苦の資料の保存とその資料館を建設してもらいたいこと、第2は、労苦を語り継ぐ記念碑の建設、第3は、世界の人類が望む平和について、行政の中において、これは打ち切ることなく、今後も平和事業という行政上の仕事を継続していただきたいという書類をお出ししました。

次に、福田前総理は、平成20年1月の施政方針演説において、日本は「平和協力国家」であるべきだという話をされており、読売新聞の平成20年4月15日の社説にも紹介されています。

それから、熱海市に引揚者の支部があります。私はその支部長もしておりますが、平成

11年9月14日に熱海市観光会館において引揚者団体静岡連合会の「戦争による引揚者の労苦を語り継ぐ」集いを催しました。約600人が出席する盛大な会合でした。そこに熱海中学の生徒が91人来まして、そのときに採択された熱海中学3年生のメッセージ「世界平和への願い」を猪口軍縮大使に送付して、コフィー・アナン事務総長に親書を送りました。コフィー・アナン事務総長からの返書が、サインをされて送られてきています。

それから、中国残留孤児のことで、平和基金とは直接関係はありませんが、我々引揚者団体としまして事業の一端としており、当時の安倍総理に中国残留孤児に対する要望議決書を出しました。そうしたら、安倍総理から署名されて御返事がまいりました。この問題には真摯に対応しますということでした。もう一つ、引揚者の静岡県の熱海支部として、熱海の市議会に要望議決書を出しました。そして、中国残留孤児の自立支援ということについて少し重みをつけてもらいたいということで、熱海市議会ではその要望議決を取り上げてまして国会に、あるいは全国市議会議長会に提出しております。

簡単ではありますが、以上のようなことを私ども引揚者団体としましては積み重ねてまいりました。先ほど申し上げましたように、それぞれの構成員のお話を伺います中で、我々の要望している事項が非常に強く反映されているということについては、本当にありがたく心から敬意を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。

【杉浦座長代理】 ありがとうございます。それでは次に、資料1の「これまでの論点の取りまとめ」について、御説明願います。

【米澤特別基金事業推進室長】 それでは、資料1を御覧ください。これまでの検討会での皆さんの御意見、御議論を踏まえ、これまで平和基金が行ってきた労苦継承事業の今後の在り方ということで、大きく2つの柱を立てています。1つ目が労苦継承の意義について、それから、2つ目として平和基金解散後の労苦継承事業の基本的な考え方についてです。これまでの議論を整理したものですので、これから御説明しまして、それについてまた補足なり御意見をいただければと思います。

では、まず、一番の出発点となるかと思いますが、労苦継承の意義についてです。戦後60年以上が経過をして、次の世代に先の大戦の労苦が十分に引き継がれずに、かつて軍人軍属であられた方々、それから、戦後強制抑留者の方々、引揚げを御経験されてきた方々、こういった方々の御労苦が次第に風化していく傾向にあるのではないかとということがまず出発点です。

現在の我が国の世界史上まれに見る60年以上の長きにわたる平和というものは、先の

大戦の貴重な教訓から生まれたものである。こういった先の大戦の悲惨を極めた労苦を知らなければ、平和の重さというものは理解できないのではないか。そのため、広く国民にその労苦を継承し続けることが必要なのではないだろうかという問題意識です。

一方で、時間が経過していくとともに、関係者の御労苦をお伝えすることができるのは今後は資料だけということになってしまいますので、平和基金がこれまで蓄積してきた貴重な資料を確実に次の世代に引き継いでいくということが求められます。したがって、関係者の労苦を風化させず、将来の長きにわたって平和を継続するための貴重な教訓となるよう、見る者に訴える力を持つ実物の資料をだれもが見られるようにするための常設展示が必要であると整理できるのではないかと思います。また、こういう貴重な資料が引き継がれることにより、関係者の御家族にとっても、戦争の労苦という歴史的な存在が認められたといったいやしにもなるのではないか、こういう意味もあると考えています。

こうした労苦継承の意義ということを踏まえ、平和基金が解散した後の労苦継承事業の基本的な考え方ということを整理しています。

まず、労苦継承事業の範囲ですが、これは、現在、平和基金で実施をしている労苦継承事業の範囲を引き継ぎ、恩給欠格者の方々を含む兵士の方々、戦後強制抑留を御経験になった方々、引揚者の方々の戦争における御労苦について、国民のより一層の理解を深め、次の世代に継承していくということが事業の範囲であろうと考えています。

2つ目として、こういった労苦継承事業の基本的内容についてです。

まず、先ほど申し上げた労苦継承の意義ということを踏まえ、展示資料館の運営を事業の中核としてはどうかということですが、その展示資料館の規模、内容については、現行のものを引き継ぐことを基本にした上で、展示内容を更に工夫するなど、その充実を図っていくということが必要ではないかと考えています。

3つ目として、こういった展示資料館を中核としながらも、より多くの人々に労苦を伝えていくために、地方での展示会などを開催するといったことも含めて、様々な工夫を凝らしてはどうかということ整理しています。

前回までも御議論がありましたが、こういう労苦継承事業を効果的に行っていくにはどうしたらいいか、そのためには、まず理解を促すということで、今後、先の大戦の経験のない方々が非常に多くなってきますので、戦争経験のない世代にもわかりやすい展示とすることがまず第1に必要であると考えています。それから、第2として関係者の労苦を効果的に語り伝える語り部を活用することとして、戦争経験のない世代からも、語り部の育

成を進めるといったことが、理解を促す取組として必要ではないかと考えています。

そして、資料の有効活用という点です。常設展示はもちろん中核となるわけですが、それ以外にも平和基金から受け継ぐ資料を活用し、展示資料館における企画展、あるいはフォーラムや、普及啓発資料の作成など、平和祈念展示資料館で対象としている先の大戦における御労苦、これをなるべくわかりやすく解説したような資料なども作成して頒布したりしてはどうか、そういったことで資料を有効活用した事業展開が考えられるのではないかとということです。

最後に、実物資料の展示を補完しながら、次の世代の先の大戦についての学習や研究の便宜を図るということで、デジタル・アーカイブの構築や公開を進めていってはどうかと考えています。

基本的な考え方というところまでを、今までの議論を踏まえて整理をしてみた資料です。

御説明は以上です。

【杉浦座長代理】 ありがとうございます。これが基本的にはこの検討会のねらいであり、まとめの方針なのですね。

【米澤特別基金事業推進室長】 はい。

【杉浦座長代理】 だから、一番大きいのは資料の展示とか、こういった点で、例えばこの前にも議論が結構出ていましたが、労苦を風化させないためには、資料の整備と展示、あるいはフォーラムなどで理解を促すということなのですが、資料の整備についてもここの中で考えているわけですか。

【米澤特別基金事業推進室長】 はい。展示を行うためには、まず資料の整備とか整理とか、そういった基盤整備のような部分から必要になってきますので、そこは当然必要だろうと考えております。

【杉浦座長代理】 今まで議論していた中身が一応総括されたわけですが、今までの議論の中で出ていて、今回非常にさらっとしか触れられてなくて、もうちょっと加えたいのではないかというようなものがあったら、それも御発言いただけたらと思います。

これは、次の資料館の運営の具体的な中身まで話を聞いた上で議論をした方がいいですか。資料2のところでは、具体的な業務が提言されていますので、資料2を説明していただいて、それで改めて資料1と合わせて御意見をいただけるようにしたいと思います。よろしくをお願いします。

【米澤特別基金事業推進室長】 それでは、先ほどの資料で御説明した労苦継承事業の

基本的な考え方を踏まえ、その事業の中核となる展示資料館の運営について、今回初めて提議をさせていただきます。こういった考え方で展示資料館を運営してはどうかという案です。

では展示資料館の運営に必要な具体的な業務としてこういったことが考えられるのかということ、まずは個々に洗い出してみたものです。

まず1つ目として、展示資料館の運営全体の統括をするといった業務が考えられると思います。それから、2つ目として、これが一番の中核ということになるかと思いますが、展示内容の企画立案ということがあると思います。具体的には、例えば展示の全体の構成を検討するといったことですか、それから、収集・収集した資料の中から具体的にこういったものを展示品として選定していくのか、それから、その選定された展示品について、具体的にどういう説明文を作成するのか、こういった業務がまず展示内容の企画立案ということで考えられると思います。

それから、3つ目として、先ほど杉浦座長代理からも資料の整備というお話もありましたが、まずは資料がきちんと収集されていなければならないということもあるかと思えます。今後も先の大戦を御経験になった方の御家族の方ですか、あるいはお亡くなりになって御遺族になった方、こういった方々などから、いろいろな資料があるが、それを記録・保存してくれないかといった話も多々出てくると思います。そういったものの中から、非常に意義のある、あるいは価値のある資料を見い出しながらそれを選定して行って、きちんと整理していくといったことがいい展示にも結びつくということになるかと考えております。そういった資料の収集や保存・整理といった業務があるかと思えます。

4つ目として、展示資料館を日常的に管理運営していくこと、これが日々の仕事として出てくるかと思えます。例えば効果的な展示方法としてどうすればわかりやすいか、こういったことを企画立案したり、具体的に陳列の作業を行ったり、また、物によっては実物を展示することはなかなか難しいものもあるかと思えます。その実物の劣化状況とか、今後の劣化の見込みとかいうことを考えながら、そういったものについては複製品を作成して展示するといったことも必要になってくるかと思えますので、そういった展示の作業そのものに係るような業務があるかと思えます。

また、入館者への対応ということで、語り部の育成や配置なども含めた入館者への効果的な説明といったことがあるかと思えます。

それから、入館者の対応ということでは、これも日々の業務として、入館者の方々の案

内や受付などのようなサービスのことも入るかと思います。

また、資料の体系的な整理や、その整理された資料をデータベースとしてきちんと整備していくといったことも必要になってくるかと思います。それとの関連で、収蔵されている図書をきちんと管理する、また、この資料館を広報宣伝してより多くの人に知っていただくということも必要になってくるかと思います。併せて、展示資料館の警備や清掃など、館そのもののメンテナンス、施設としての管理業務といったことももちろん入ってくるかと思います。こういった資料館の日常的な管理運営の業務が出てくるかと思います。

それから、5つ目として、効果的な情報発信ということで、前回までの御議論でもこういった展示資料館をいろいろなところに情報発信していく必要があるだろうということで、また、若い世代の学習や研究への便宜にも役立つといったような観点から、デジタル・アーカイブというものを構築し、それを運用していくといったことも入ってくるかと思います。

それから、6つ目として、中核的な事業である展示資料館での企画展、先ほど申し上げたような資料もすべてを常設展示できるわけではありませんので、時期に応じて企画展を企画し実施していく、こういった業務も出てくるかと思います。

それから、7つ目として、こういった展示資料館の運営と一体の取り組みとして、所蔵している資料も活用しながら、全国各地で地方展示会を行ったり、あるいは労苦を語り継ぐフォーラムといったようなイベントを企画実施していく。また、8つ目として、先ほどもお話ししたような労苦についての普及啓発資料を作成し配布するといったような仕事が出てくると考えています。

次に、こういった展示資料館の運営に必要と考えられる観点を、整理しています。こういった業務を国として運営するに当たり、1つ目としては、継続的・安定的に運営していくということ、まずこれが一番大事な前提ではないかと考えています。2つ目として、特定の歴史観に偏ることのないように、内容の適切性を確保していくといったことが必要ではないか。3つ目として、入館者にとってわかりやすく、その心に残るように効果的に運営をしていく、そういった観点が必要ではないかと考えております。

こういった具体的な業務内容ですとか、それから、その運営に必要な観点といったものを踏まえて、実施体制をどう構築していくかということとして、もちろん展示資料館全体は国として運営するわけですが、具体的な業務として、まず国として主体的に実施すべき業務と、それから、民間におけるノウハウや能力が活用できる業務をどのように考えてい

くか、こういったことを1つ論点として考えていかなければなりません。その体制を構築するに当たって、きちっと詰めていかなければならない課題として考えています。

それから、展示資料館全体の運営状況について、きちんと第三者が点検やチェック、あるいは助言を行う仕組みが必要なのでないかといったことも含めて、実施体制についての論点が出てくるかと考えています。

御説明は以上です。

【杉浦座長代理】 ありがとうございます。具体的な業務の考え方、内容、実施に当たっての観点の説明がありましたが、これについて御質問、御意見を順次お願いします。

【田久保構成員】 御説明いただいて感じたことがあります、これは容易ならざることだろうと思うのですが、展示資料館運営に必要と考えられる業務、統括・企画立案・管理運営、このコマンド・アンド・コントロールというか、この司令塔や手足になる総務省の今の組織はそのまま残るといえることですか。

【米澤特別基金事業推進室長】 今は特別基金事業推進室という官房の室がありますが、具体的にそれをどうするかはまたそのときの判断だろうと思います。今後こういう事業を実施していくことを要求していくわけですが、それに応じて、国として直接に実施しなければいけない作業はこれぐらいありますので、そのためにはこれぐらいの役職の職員と、その職員が何人必要か考えて、それもあわせて体制を作っていくということだろうと思います。

【田久保構成員】 平和基金が解散するものですから、解散後の労苦継承事業というのは決して軽いものではないと私は考えています。

【杉浦座長代理】 私も田久保構成員と同じように、この研究会の報告の中に、そういう組織が必要だということを入れておいたほうが良いと思います。というのは、この労苦継承事業は国の事業としてやってくださいということですが、平和基金は解散するわけですから、資料の管理やどういう展示をするかということを考える組織がどうしても必要になるわけです。

【戸高構成員】 それに近い問題ですけれども、私のように博物館をやっている側から言いますと、作るのは簡単ですが、その展示資料館自体の責任と権限がある程度明確でないと、実際に運営する側になった人が、どうすればいいか、言われたことだけやればいいのかという問題になり、そうすると展示資料館としての存在意義を問われるような結果になりかねません。やはりきちんとした権限を与え、きちんと責任をとらせ、それを管理し

担保するだけの組織が国にないといけないと思います。

【渡辺構成員】 田久保構成員、戸高構成員も御心配になっていることを、私は、先ほど申し上げましたように、平成18年3月30日に小泉元総理あてに上申書として差し上げています。「政府の行政の中で平和を祈念する行政事務は、この平和祈念事業特別基金だけだと思います。すばらしい心を結集した法律であると思います。その心の行政を世界に訴える機関は極めて貴重な存在だと思います」と述べています。

したがって、以上のような考えによって、行政の中にこれを扱う組織を設けていかないと、今後雲散霧消してしまう危険があると思います。

【杉浦座長代理】 担当者が移動すると、本当にこういう伝統ある労苦の継承がうまくできるかどうかという問題がありますので、事業を推進する中心となる組織が必要だと思います。

【戸高構成員】 皆さんがおっしゃるように、継続性を考えると国の組織の中にきちんと窓口があった方がいいと思いますが、事業自体は、もちはもち屋で上手な企業がありますので、問題はきちんとコントロールができるかどうかだと思います。コントロールの仕方も、あんまり細かいことを口出しするのがコントロールだとは思わないので、大枠をきちんと押さえればいいということだと思います。今説明いただいた具体的な運営の提案については、非常によくまとまっていて、これ自身にはほとんど問題ないと思いますので、具体的にどうやってコントロールする体制を作れるかというところだと思います。

【渡辺構成員】 もっと具体的に言えば、平和祈念推進の担当室というものを置くのか置かないのか、そういうところまで話は進んでくると思います。そういう行政の担当課が今後残っていくか残っていないか、こういうようなこともあると思いますので、私はそれを心配して18年の3月30日に当時の小泉総理に上申書を差し上げました。

【杉浦座長代理】 確かに、事業を今の担当室で行うのか、ほかの組織で片手間に行うのかという問題はあります。

ただ、私、気になるのは、今、非常にたくさんの資料や書籍があります。これを国が持つとすると、いわゆる公文書館のような組織がないとなかなか難しいと思います。その運営やリストづくりは、外注してもできると思いますが、資料の管理と、資料をどうやって使うかという考え方は、専門家が常駐するような形でないとできないのかなという感じはします。

それをどういうやり方をするかというのは、ここで議論してもいいですね。

【米澤特別基金事業推進室長】 まさにそのためにこの検討会を行っております。

【杉浦座長代理】 今の皆さんの御意見のような、きちんと役所の中に組織を作りなさいというのがよければ、それを提言してもいいわけですね。

ほかに何かありますか。

【井上構成員】 先ほどからお話がありますが、展示資料館について、これを作って、作っただけでほったらかすということはないわけです。ですから、私は、展示資料館の運営に当たっては、これは当然国において体制を作ってもらえると思っています。作った以上は、管理運営しなくてはいけないわけですから、これは当然のことだと思っています。

【米澤特別基金事業推進室長】 そこは井上構成員がおっしゃったように、作ったらあとはほったらかすために行っているわけではなくて、作って、それを更に継続的に運営するために、戸高構成員もおっしゃったようなことも踏まえながら、もちはもち屋でやっていただける部分と、国としてきちんとコントロールしなければいけない部分と、しっかりと考えていって、どういう体制でそれを継続的に運営していくかということ、これから更に詰めていかなければいけないと思います。

【杉浦座長代理】 実は民間のノウハウを活用できる業務というのがちょっとよくわからないように思います。国がこういうことをしたいと、このうちの一部の業務の知恵を借りるのがノウハウの活用なのか。それとも、業務を分けて、国はこれだけやります、民間はこういうことを、例えば展示のほうは民間でお願いしますという発想ですが。

【米澤特別基金事業推進室長】 それについては、まだ十分に詰め切れてないところもありますので、皆さんの御知恵もいただければと思っています。

【杉浦座長代理】 事業があって、そのうちで国が主管でやるべき部分と、それから民間の力を借りてやる部分と2つがあるという意味ですか。

【米澤特別基金事業推進室長】 はい。例えば、倉庫に保管管理してもらいますという仕事を、国としてどこまでやらなければいけないのかというのは、それはやはり資料によっても変わってくると思います。例えば普通の行政的な書類であれば、国の倉庫に空きスペースがあれば入れておけばいいと思いますが、60年以上前の非常に貴重なもので、かなり壊れかかっているもの、きちんと温度管理や湿度管理もしなければならぬものを国が自前で保管管理できるかということ、なかなかそれは難しいだろうと思います。そういった諸々の具体的な仕事がある中で、国としてはこの分野はやるべきか、あるいはこの分野は民間の方が効率的に効果的にできるだろうと、そういった業務の切り分けを考えていか

なければならないという観点が出てくるのだと思います。

【戸高構成員】 私の考えでは、国として行わなければならないのは、こういう労苦継承事業を必ず未来永遠に続けるというコンセプトを提示することだと思います。それはどうということかという、1つには予算を確保するということです。そこをきちんと行って、個々の業務は、それを十分に行えるノウハウを持った民間事業者が、現在、日本の博物館でも民間事業者がきちんと管理運営しているところはかなり多いですから、そういうところに委託することもできると思います。ですから、国としてはきちんとコンセプトを持って、こういう業務をやるということで指示、監督して、あとそれがきちんと指示どおりに運営されているかどうかというのを管理、チェック、コントロールするというのが国側の仕事だと思います。個々の業務として、資料の保管、データベース化、展示などは、それぞれ切り離して行っても構わない業務だと思います。

【杉浦座長代理】 展示資料館という概念はどう考えますか。どこか固定したところに資料を置いておいて、そこで展示も行うし、あるいは相談にも応じていろいろな説明もできるというような、施設を含めたものでしょうか。

【米澤特別基金事業推進室長】 常識的に考えれば、どこかに常設的なところが1つあるということだと思います。それが1戸建てのものなのか、それともどこかに入るのか、あるいはこういう庁舎の中のどこかに入るのかというのは、またそれは次の話としてあるかと思います。そういったところを核として、例えば季節によってはどこか外に出て、例えば平和基金でも、毎年夏に銀座で展示を行っていますけれども、そういったようなことも、中核的な資料館の資料を活用しながら、ほかのところでも行っていくという仕組みとして、今回お示しさせていただいております。

【杉浦座長代理】 それからもう一つ、資料2のところ、保管資料の整理、データベースの作成という具体的な仕事がかかれていますが、例えば保管資料の整理は、現在所有しているものだけで、あとはもう必要ありませんという意味なのか、あるいは、いろいろな出版物を含めて大切な資料があればこれも集めます、集めた資料はすべて国有財産になりますという発想なんですか。

【米澤特別基金事業推進室長】 基本は国が資料の所有権なり占有権を持って、国が行うのか、第三者が行うのかはありますが、実際の展示資料館の管理運営なり資料の整理を行ってもらう、あるいは行っていくということだと思います。

杉浦座長代理がおっしゃったように、資料の収集と整理ということは別々に書かれてい

ますが、こういったものはある程度一体的な運用になっていくと思います。

【杉浦座長代理】 展示資料館を作るのであれば、やはり新しい資料、記録もできるだけ収集しておいたほうが、本当の労苦の状況をわかるためにも必要ですね。

【米澤特別基金事業推進室長】 一方で、資料といってもたくさんのもがあって、それこそ貴重なものもあればそうでないものもあって、何でもかんでも収集して行って、それこそ、收拾がつかなくなってしまうということもありますので、そこをきちんと考えた上で行っていかないといけないと思います。

【杉浦座長代理】 でも、資料を引き取るか引き取らないかをどうやって判断するかについては、大変だと思います。

【米澤特別基金事業推進室長】 そういう意味では収集という仕事も、相応の専門知識を持った方が行っていく体制が必要なのかということも含めて、それぞれの事務は国として行ったらいいのか、民間の方がノウハウがあるのかといったことを、一つずつ考えていかなければならないのかと思います。

【田久保構成員】 展示資料館の運営に必要と考えられる観点について、重要なのは、「特定の歴史観に偏らないよう、内容の適切性を確保すること」だと思います。だれが歴史観を判断するのか、内容の適切性はどうやって確保されるのか、ここが非常に重要なことで、歴史観は10人が10人とも違うと思います。

【杉浦座長代理】 資料2の実施体制の2つ目の丸は、ここに何かチェックするシステム、組織を作るという意味ですか。

【米澤特別基金事業推進室長】 ここで歴史的な認識とか評価とか、そういうものをすべきものではないと思っています。つまり、事実としてこうであった、それは非常に大変なことだったと、事実としてお示しをするわけですが、これを歴史的に評価しているものではないと思います。特定の歴史観に陥らないというのは、ある歴史観を採用するのではなく、歴史観からはフリーになるというか、過去にあった事実としてこういうことがあったということをわかっていただくということが、1つのポイントになるのではないかと思います。

【杉浦座長代理】 いろいろな資料を展示するときでも、中心になっている事実を展示しているならいいが、非常に局所的な資料を大々的に展示すると、それが本当かと思ってしまうところがあります。そういうようなことを含めた歴史観という意味ですか。

【米澤特別基金事業推進室長】 まさにそういうことをチェックする機関ということで、

実施体制の一番最後のところでも触れておりますが、運営状況の点検や助言を行う仕組みの中で、そういう特定の何かに偏ったような内容になってないかどうかということも、きちっと見ていく必要があると思います。そういう点をチェックするという意味でも、第三者のチェックを行う必要があるのではないかと問題提起です。

【田久保構成員】 私は、平和基金の展示資料館は比較的公平だと思いますが、それでも、隔った歴史観だという御意見があると聞いています。こういうこともあるので、これは完全を期しがたいという意味で申し上げます。第三者の点検があつたとしても、なかなかこれは難しい問題です。どこから見ているかによって全然違います。

【杉浦座長代理】 偏らないできちんと行うというのは、やはり我々としても言うておかないといけないと思います。

【戸高構成員】 私が昭和館の立ち上げに関わったときは、オープン前に、多くの取材の電話があり、ここはどういう歴史観に基づいて作っているのかという話を聞かれました。その際には、資料館に歴史観はない、見る人の歴史観を作り上げていくための資料を提供する場所であるという説明をしていました。

その次に作った大和ミュージアムに至っては、看板が戦艦大和ですから、オープン前は大変でした。私が対応するわけですが、やはりきちんと、よかったことはよかったように、悪かったことは悪かったように伝えるため、大和ミュージアム自身に歴史観はなくて、皆さんが調べる場、過去を正しく知るための場としての組織であるということを丁寧に説明しました。また、館内の本当にささいな文言でクレームがありますので、そういうところに気をつけて運営して、オープンして2、3カ月たったら、この4年間ばかり、一言もクレームはないです。ですから、それは丁寧に作っていけば対応できることで、逆にいうと展示資料館側の立場というのが最初にしっかりしてないとそれはだめだと思います。

【杉浦座長代理】 問題は体制がしっかりしているかどうかですね。

【渡辺構成員】 それぞれ考え方は違うかもしれませんが、私は、これを行政の上に置いて管理していくような、そういうものを残していく必要がある、それでなかったら歴史を伝えていくということではできないのではないだろうか、こう思います。

大正はいなくなり、昭和もいなくなって、平成の者ばかりになってしまうということになってくると、だんだん先の大戦のことを伝えていく人がいなくなってしまいます。やはり歴史の証人は、この資料です。

【杉浦座長代理】 ほかに何か。事務局の方で、議論してもらいたいというポイントは

ありますか。

【米澤特別基金事業推進室長】 特に一番難しいと思いますのは、今、平和基金がありますので、それを見ていくと大体こんな仕事があるのかなという想像はつきやすいのですが、平和基金という組織がなくなった後で、行政の事務方が引き取って、この仕事をどうやって行っていくかということに尽きるわけです。

特に、国で行うべきところと、民間の力でお助けいただく部分とをどうやって考えていけば、効果的な資料館の運営ができるかということが一番ポイントになってくるかと考えています。それに応じて国の体制というの、国がすべて抱え込んで行くとすれば、それは大きな体制になりますし、先ほど戸高構成員が指摘されたように、国は司令塔に徹すればいいということであれば、国としてはそれをきちっと統括する仕組みをつくっておけば、あとはきちんと行っていきます。それに応じて、国の中にある組織というものも大きくなったり小さくなったりするだろうと考えますので、そういうところはもう少し具体的に、実務的に詰めていかなければいけないと考えています。

【戸高構成員】 資料2に「労苦継承事業の範囲」というのがありますね。これは国の事業ですから、予算を出すとき、こういう事業に対してこの予算というように割と限定されて、ほかのことをやるとこれは予算の枠から外れるということはよく言われたりしますが、この労苦継承事業を本当に周知するためには、労苦継承事業そのものというのは核です。それを理解してもらうための周辺の情報というのも与えないといけません。本来の目的を達するためには、その周辺の事情もある程度収集・提供できないといけないと思います。

具体的に言いますと、例えば昭和館を作るときには、昭和期のものだけしか行ってはいけないと最初言われたわけです。でも、私としてはそれは困ると言いまして、明治、大正がわからないでは昭和はわからないということで、会議でお願いして大正の資料も明治の資料も収集してよいという了解をいただきました。明治や大正であっても、それがわからなければ昭和はわからないということがあるわけです。

ですから、この労苦継承事業に関しても、これを正しく伝えるには、当時の国際情勢が必要であったり、国内情勢を説明しなければいけなかったりという、そういう背景事情も必要な部分が出てきます。そういうところもある程度含めて、労苦継承事業を最終的に達成するための範囲というのは幅広く見てもらわないと、厳密にこの範囲と区切られると本来の目的はなかなか達成できない場合もあるということを認識していただく必要があると

思います。

【杉浦座長代理】 わかりました。

座長からの御提言があり、お諮りしたいと思いますが、今後のスケジュールの関連で、取りまとめの報告書をつくるのに、お忙しい皆さん方にその都度集まっていただくのは大変なので、作業グループをつくって、そこで素案を整備したらいかがかということが、座長の御意見です。そういったことについては、いかがですか。座長がおられませんので、どなたにお願いするかということは、また座長と御相談した上でお決めして、また御連絡申し上げたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【杉浦座長代理】 それでは、最後に、資料3について御説明をお願いします。

【米澤特別基金事業推進室長】 「検討スケジュール」ですが、今後、これまでの議論も踏まえた報告書に向けての作業をしまいたいと思っています。

この検討会の取りまとめであります。平成22年度に平和基金が解散し、その後を受けて労苦継承事業を実施することとなりますので、22年の予算要求を行っていくこととなります。その22年の予算要求は、今年の秋から始まるものです。したがって、夏、秋の予算要求を行っていくために、この検討会として、大体目安として4月から5月ぐらいに報告書の取りまとめをお願いしたいと考えています。それに向けまして、議論を整理するための検討会を大体3月から4月にかけて開催し、それを踏まえ、4月から5月の報告書の取りまとめという段取りを考えているところです。

【杉浦座長代理】 ありがとうございます。

【米澤特別基金事業推進室長】 次回の検討会は、3月13日に開催させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【杉浦座長代理】 それでは、以上をもちまして、第5回平和祈念展示資料の記録・保存等に関する検討会を閉会させていただきたいと思います。ありがとうございました。